

③扶養に追加する理由によって提出するもの

- ◎状況に応じて、別途追加で添付書類をご提出していただく場合がございます。
- ◎各種年金収入や各種手当金収入がある場合、受給金額の確認できる通知書等の写しが必要です。

| 扶養に追加する理由 | 申請する家族の状況 | | 必要添付書類 | |
|--------------------------|--|--|--|-------------------------|
| 申請する家族の退職 | 雇用保険に加入していた ※雇用保険(失業給付)の基本手当日額が3,612円以上(60歳以上または障害者の方は5,000円以上)の場合、受給期間中は被扶養者となれません | 離職票の発行あり | ★離職票1・2の写し【※】 ※発行に時間がかかる場合は①と②を提出し、離職票の写しは後日提出 ①退職証明書の写しまたは源泉徴収票の写し(退職日記載のもの) ②直近の給与明細書の写し | |
| | | 離職票の発行を希望しなかった | ★雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し <離職票交付希望が「無」のもの> | |
| | | 受給待期中・給付制限期間中・現在受給中 (基本手当日額3,612円未満(60歳以上5,000円未満)) | ★雇用保険受給資格者証両面の写し | |
| | | 受給延長中 | ★延長通知書の写し | |
| | 雇用保険に加入していなかった | ⇒ | ★退職証明書の写しまたは源泉徴収票の写し(退職日記載のもの) ★直近の給与明細書の写し(源泉徴収票「社会保険料等の金額」が未記入(0円)の場合は不要) | |
| 雇用保険受給終了 | ⇒ | | ★「支給終了」の印字がある雇用保険受給資格者証両面の写し | |
| 本人(被保険者)の入社(資格取得) | 昨年～今年(1月～5月に申請する場合は一昨年～今年)にかけて退職している ※雇用保険(失業給付)の基本手当日額が3,612円以上(60歳以上又は障害者の方は5,000円以上)の場合、受給期間中は被扶養者となれません | 雇用保険に加入していた | 離職票の発行あり ★離職票1・2の写し【※】 ※発行に時間がかかる場合は①と②を提出し、離職票の写しは後日提出 ①退職証明書の写しまたは源泉徴収票の写し(退職日記載のもの) ②直近の給与明細書の写し | |
| | | 雇用保険に加入していた | 離職票の発行を希望しなかった ★雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し <離職票交付希望が「無」のもの> | |
| | | 雇用保険に加入していた | 受給終了・受給待期中・給付制限期間中・現在受給中 (基本手当日額3,612円未満(60歳以上5,000円未満)) | ★雇用保険受給資格者証両面の写し |
| | | 雇用保険に加入していた | 受給延長中 | ★延長通知書の写し |
| | 雇用保険に加入していなかった | ⇒ | ★退職証明書の写しまたは源泉徴収票の写し(退職日記載のもの) ★直近の給与明細書の写し(源泉徴収票「社会保険料等の金額」が未記入(0円)の場合は不要) | |
| 給与収入がある | | ★直近3ヶ月分の給与明細書の写し ※給与支払開始から3ヶ月が経過していない場合は、既に支払いが行われている月の給与明細書の写しと「雇用契約書の写し」が必要です(雇用契約書から収入の正確な判断ができない場合は、年間給与見込み額証明書(お勤め先の事業主印のあるもの)をご提出していただく場合があります)。 | | |
| 各種年金収入や各種手当金収入がある | | ★受給金額の確認できる通知書等の写し | | |

| 扶養に追加する理由 | 申請する家族の状況 | | 必要添付書類 |
|--|---|---|---|
| <p>本人 (被保険者) の入社 (資格取得)</p> | <p>自営業所得がある</p> | | <p>★直近2年分の確定申告書(第一・二表)の写し【注】 ★青色決算申告書の写しまたは収支内訳書の写し【注】 【注】 紙の申告の場合: 税務署で受付されたことがわかるもの 税務署受付印がない場合、別途、該当年度の所得証明書 もしくは、国税還付金振込通知書写しが必要です。 電子申告の場合: 上部に受付日時・受付番号が印字され たもの、または申告データが税務署に到達したことが確認で きる受信通知の写し ※自営業を営んでいる方は、直近2年間の所得(収入ー必要 経費【当組合が必要と認めるものに限る】)が収入要件を満 たしている必要があります ※自営業を始められたばかりの方は被扶養者とはなりません (2年間の所得実績が必要です)</p> |
| <p>結婚</p> <p>婚姻受理証明書の 原本または戸籍 謄(抄)本の原本 ＋ 右記の書類</p> | <p>昨年～今年(1月～5月 に申請する場合は一昨 年から今年)にかけて退 職している</p> | <p>雇用保険に 加入していた</p> <p>※雇用保険(失業給 付)の基本手当日額が 3,612円以上(60歳以 上又は障害者の方は 5,000円以上)の場 合、受給期間中は被扶 養者となれません</p> <p>雇用保険に 加入していなかった</p> <p>⇒</p> | <p>★退職票1・2の写し【※】 ※発行に時間がかかる場合は①と②を提出し、退職票の写しは後日提出 ①退職証明書の写しまたは源泉徴収票の写し(退職日記載のもの) ②直近の給与明細書の写し</p> <p>★雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し <退職票交付希望が「無」のもの></p> <p>★雇用保険受給資格者証両面の写し</p> <p>★延長通知書の写し</p> <p>★退職証明書の写しまたは源泉徴収票の写し(退職日記載の もの) ★直近の給与明細書の写し(源泉徴収票「社会保険料等の金 額」が未記入(0円)の場合は不要)</p> |
| | <p>給与収入がある</p> | | <p>★直近3ヶ月分の給与明細書の写し ※給与支払開始から3ヶ月が経過していない場合は、既に支 払いが行われている月の給与明細書の写しと「雇用契約書 の写し」が必要です(雇用契約書から収入の正確な判断がで きない場合は、年間給与見込み額証明書(お勤め先の事業 主印のあるもの)をご提出していただく場合があります)。</p> |
| | <p>各種年金収入や各種手当金収入がある</p> | | <p>★受給金額の確認できる通知書等の写し</p> |
| | <p>自営業所得がある</p> | | <p>★直近2年分の確定申告書(第一・二表)の写し【注】 ★青色決算申告書の写しまたは収支内訳書の写し【注】 【注】 紙の申告の場合: 税務署で受付されたことがわかるもの 税務署受付印がない場合、別途、該当年度の所得証明書 もしくは、国税還付金振込通知書写しが必要です。 電子申告の場合: 上部に受付日時・受付番号が印字され たもの、または申告データが税務署に到達したことが確認で きる受信通知の写し ※自営業を営んでいる方は、直近2年間の所得(収入ー必要 経費【当組合が必要と認めるものに限る】)が収入要件を満 たしている必要があります ※自営業を始められたばかりの方は被扶養者とはなりません (2年間の所得実績が必要です)</p> |
| <p>出生</p> | <p>配偶者がKDDI健康保険組合の被扶養者でない</p> | | <p>★配偶者の所得(課税・非課税)証明書の原本 (配偶者がKDDI健康保険組合の被保険者である場合、配偶 者の健康保険証の記号・番号を記入すれば添付書類不要)</p> |

| 扶養に追加する理由 | 申請する家族の状況 | 必要添付書類 |
|----------------|---|---|
| 出生 | 配偶者がKDDI健康保険組合の被扶養者である | ★本人(被保険者)および申請する家族の世帯全員の住民票原本(続柄記載あり・マイナンバー記載あり・交付日から3ヶ月以内)【市区町村発行】 |
| 雇用契約内容変更による収入減 | ⇒ | ★雇用契約書の写し(交通費や残業手当を含めた年間収入見込、所定労働日数・時間、休日、社会保険の加入有無などが確認できるもの) ★契約変更後の給与明細書の写し(既に給与支払が行われている場合) ※収入の正確な判断ができない場合は、年間給与見込み額証明書(お勤め先の事業主印のあるもの)をご提出していただく場合があります ★資格喪失証明書(雇用契約内容変更により社会保険を喪失した場合) |
| 子の扶養変更 | 収入の変化(主たる生計維持者の変更) | ★配偶者の所得(課税・非課税)証明書の原本(その他、退職に伴う場合は退職証明書の写しなど収入減が確認できる書類) ★資格喪失証明書(配偶者の健康保険に被扶養者として加入中の場合は不要) |
| | 離婚 | ★資格喪失証明書または離婚日の確認できる戸籍謄(抄)本 |
| 自営業廃業 | ⇒ | ★個人事業の廃業届出書の写し(※) ※税務署受付印がない場合、税務署で受付されたことが確認できる書類が別途必要です。 |
| 自営業所得の減少 | ⇒ | ★直近2年分の確定申告書(第一・二表)の写し【注】 ★青色決算申告書の写しまたは収支内訳書の写し【注】 【注】 紙の申告の場合:税務署で受付されたことがわかるもの 税務署受付印がない場合、別途、該当年度の所得証明書もしくは、国税還付金振込通知書写しが必要です。 電子申告の場合:上部に受付日時・受付番号が印字されたもの、または申告データが税務署に到達したことが確認できる受信通知の写し ※自営業を営んでいる方は、直近2年間の所得(収入ー必要経費【当組合が必要と認めるものに限る】)が収入要件を満たしている必要があります ※自営業を始められたばかりの方は被扶養者とはなりません(2年間の所得実績が必要) |
| 任意継続資格喪失 | 任意継続被保険者制度に加入中の方は被扶養者となることはできませんので、脱退したうえで、当組合へお手続きをお願いいたします。 | ★資格喪失証明書 |

◎内縁の配偶者を扶養に追加する場合は、上記の書類に加えて、以下の書類が必要です。

- ① 世帯全員の住民票の原本【続柄に妻(夫)(未届)と記載のもの】
- ② 被保険者・内縁の配偶者それぞれの戸籍抄本の原本